

第4章 障害者手帳

手帳の交付を受けることで、各種福祉サービスや相談支援が受けやすくなります。

●障害者手帳

障害者手帳には身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、手帳の交付を受けることで、各種福祉サービスや相談支援が受けやすくなります。

◇申請方法

お住まいの市町に申請を行ってください。各市町で申請を受け付けた後、関係機関（※）にて審査を行い、手帳の発行を行います。

※審査を行う機関

県総合福祉センター（身体障害者手帳）、知的障害者更生相談所・児童相談所（療育手帳）、県精神保健福祉センター（精神障害者保健福祉手帳）
【相談窓口】各市町障害福祉担当課（P.80～99 参照）

① 身体障害者手帳

身体上の障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能に一定以上の永続する障害がある方。障害の程度に応じて1級から6級の区分が設けられています。

② 療育手帳

知的障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

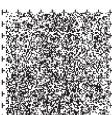
知的障害のある方（おおむね18歳までの発達期に知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じている方）。障害の程度に応じて「A」（最重度及び重度）と「B」（中度及び軽度）の区分が設けられています。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方に対して、申請に基づいて発行します。

◇対象

精神障害がある方。障害の程度に応じて重度の方より1級から3級の区分が設けられています。



第5章 医療費に関する支援

お子さんの障害の状態等に応じて受けられる医療費の助成制度を紹介します。助成によって自己負担の軽減を図っています。

●自立支援医療の給付

障害児が給付を受けられるものには、育成医療と精神通院医療の2つがあります。公費負担の対象となるには、受給者証を提示のうえ、指定された医療機関で治療を受ける必要があります。※提示されない場合は通常の診療扱いになります。

原則として医療費の1割が自己負担となります。世帯の所得水準に応じて一月あたりの負担上限月額が設定されます。治療を受ける前に、各市町の自立支援担当課に申請してください。

【相談窓口】各市町障害福祉担当課（P.80～99 参照）

① 育成医療

身体に障害を持っている児童、または今かかっている病気をそのままにしておくと身体に障害を残す可能性がある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる場合が対象です。

◇主な給付対象

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害によるもの
(口唇口蓋列術後の歯科矯正含む)
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障害によるもの（⑤を除く）
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害によるもの

② 精神通院医療

精神障害のある児童で、精神疾患や障害のために日常生活に支障があると認められ、通院による精神医療を継続的に要する程度の方が対象です。

